諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和８年７月３日（令和８年（行情）諮問第９３８号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７９４号）
事件名：開示実施手数料の額に関する特定の取扱いについて省内から照会された疑義に関する文書等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１（１）ないし（３）に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書１」ないし「本件請求文書３」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の２に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和８年２月１３日付け厚生労働省発総０２１３第３号により厚生労働大臣（以下「諮問庁」又は「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求人は、令和７年１２月１６日、請求する行政文書の名称を別紙の１のとおりに特定して処分庁に行政文書の開示を請求した。

以下、本件請求文書の別紙の１（１）の文書を「所管省調整文書」（本件請求文書１）と、（２）の文書を「省内決裁文書」（本件請求文書２）と、（３）の文書を「省内共有化文書」（本件請求文書３）とそれぞれいうこととする。

処分庁は、令和８年２月１３日付け厚生労働省発総０２１３第３号行政文書開示決定通知書にて、所管省調整文書および省内決裁文書については、不存在を理由とした不開示処分とし、省内共有化文書については、「令和７年特定月日Ａ付け送信「ＲＥ：［気密性（原文ママ）２］（疑義照会：特定Ａ局）行政文書の開示の実施方法及び開示手数料について」と題するメール」（以下「特定Ａ局メール」という。）［別紙２（略）］のみを特定、部分開示し、その他の省内共有化文書の存在を否定した部

分開示処分をした。

（２）審査請求人は、行政法上の原則を踏まえた基本的な手続を前提に判断すれば、上記の文書の特定には誤りがあり、不存在による不開示の処分が違法である旨を主張する。以下、本件開示請求の経過、指摘すべき事実を述べたのちに論拠を申述する。

ア　特定Ｂ労働局の開示実施にかかる経過

・令和７年特定月日Ｂ

審査請求人は、特定Ｂ労働局長に対して、「特定Ｂ労働局特定部長名で収受した特定部分収受文書台帳のうち令和７年○月から同年○月までの部分。」（特定開示番号Ａ）および「特定Ｂ労働局長名で収受した特定部分収受文書台帳のうち令和７年○月から令和７年○月までの部分。」（特定開示番号Ｂ）と対象文書を特定した２件の行政文書開示請求をした。

・特定月日Ｃ

特定Ｂ労働局長は、特定開示番号Ａについて特定文書番号Ａ、特定開示番号Ｂについて特定文書番号Ｂ行政文書開示決定通知書にて部分開示を含む開示処分をした。［別添１（略）］

・特定月日Ｄ

審査請求人は、特定開示番号Ａおよび特定開示番号Ｂにつき、行政文書開示決定通知書に付された特定Ｂ労働局特定室の案内文書の説明を受け、「ＣＤ－Ｒ、１枚に２件分全てを入力することを希望する」旨を記した開示実施方法等申出書を提出した。その際、案内に従い、２件あわせてＣＤ－Ｒ、１枚の郵送料相当額切手１４０円分に、開示実施手数料を、従来どおりＣＤ－Ｒ、１枚分１００円に、１件ごとに電磁的記録１ファイル分２１０円で算出し既納付分開示請求手数料２００円をそれぞれ控除した１０円を２件分、合計１２０円相当額の収入印紙を同封納付した（なお、特定文書番号Ｂ中開示実施手数料基本額３２０円の記載は特定Ｂ労働局の誤りであると判断し、その旨、当該開示実施方法等申出書に注記した。）。［別添２（略）］

・特定月日Ｅ

特定Ｂ労働局特定室職員から電話にて特定開示番号Ａおよび特定開示番号Ｂにつき、「本省地方課特定係長から疑義への返信メールとして、原則１件ごとにＣＤ－Ｒ、１枚１００円を徴収する。今回の２件分を１枚に一括入力した場合であっても１００円ずつ徴収するよう厚生労働省全体で通用している、との回答を得たので、１００円を追納してほしい」旨の指示があった。

同職員に詳細を質したところ、当該メールは令和７年○月頃のもの

であること、特定Ｂ労働局の運用としてはこれまで件数に関係なくＣＤ－Ｒの枚数で算出していたが、特定Ｂ労働局長が処分庁であるとは言っても本省の指示に従わなければならないので、疑義あれば直接本省に連絡すること、との説明を受けた。

・同日

審査請求人は、異議を付記した上で特定開示番号Ａおよび特定開示番号Ｂにかかる追加の１００円を追納した。［別添３（略）］

・同日

審査請求人は、特定Ｂ労働局長に対して、「行政文書開示決定に係る開示実施手数料の算出に当たり、複数処分の行政文書を１枚のＣＤ－Ｒに登載する場合であっても各処分ごとに１００円を徴収するべきか否かについて、大臣官房地方課と特定Ｂ労働局の間で疑義照会のやりとりをした行政文書。」（特定開示番号Ｃ）を開示請求した。

・特定月日Ｆ

特定Ｂ労働局から特定開示番号Ａおよび特定開示番号Ｂにかかる開示文書ファイルを保存したＣＤ－Ｒ、１枚が届いた。

・特定月日Ｇ

特定Ｂ労働局長は、特定開示番号Ｃについて特定文書番号Ｃ行政文書開示決定通知書にて部分開示を含む開示処分をした。［別添４（略）］

・特定月日Ｈ

特定Ｂ労働局より特定開示番号Ｃにかかる開示文書「（本省回答）（重要）開示請求に関するＦＡＱ」と題する大臣官房地方課特定係特定係長発特定Ｂ労働局特定室特定主任宛てメール（以下「地方課特定Ｂ局間メール」という。）が交付された。［別添５（略）］

当該地方課特定Ｂ局間メールでは次の点が確認できる。

令和７年特定月日Ｉ地方課特定係長発都道府県労働局情報公開・個人情報保護担当者宛「（重要）開示請求に関するＦＡＱ」と題するメールにて「近頃多くいただいているご質問について共有させていただく」との理由から「まとめてＣＤ－Ｒ１枚で交付した場合でもＣＤ－Ｒ７枚分の実施手数料が発生します。つまり、割引はございません。」との説明をしている。

これに対して、特定月日Ｉ特定Ｂ労働局特定室特定主任発地方課特定係長宛メールにて、趣旨「総務省特定行政管区行政評価局から、ＣＤ－Ｒ１枚なら７枚分の手数料を徴する根拠はなく１枚分でよく、総務省手引にもその旨記載されているとの回答を得たが、情報公開法所管の総務省と厚生労働省で別の取扱いをするという認識でよい

か。」との質問につき、特定月日Ｊ地方課特定係長発特定Ｂ労働局特定主任宛メールにて「マニュアル等に明記ないが、情報公開法に規定なく、各省庁判断に委ねられされており、実費分ではなく法定の料金を徴収するという取扱をしている。」旨回答している。

ここでは、その判断の根拠も資料もまったく示されず、唐突に、実費の枚数ではなく件数による算定を「法的の料金」と決めつけている。

ところで、これまでの特定Ｂ労働局の開示実施にかかるＣＤ－Ｒの手数料算定方法の一部は、［別添６－１（略）］～［別添６－９（略）］のとおりである。

すなわち、審査請求人が保持している開示決定通知書のうちで古い時期の通知書では平成２７年［別添６－１］から、基本額より開示請求手数料を控除した額に残余がある事案が複数ある場合には、１件のみＣＤ－Ｒ分の１００円をそのまま課し、残りの事案については当該残余額から１００円を控除した額を開示実施手数料として算出し、説明文書であらかじめ当該算出方法によって得た額を案内している。さらに、残余額が１件のみである場合でも、残余額がない他の事案でＣＤ－Ｒ分の１００円を課しているとして、残余額がある１件の事案についてＣＤ－Ｒ分の１００円を控除する取扱いをした時期もある。

これらの取扱いは地方課特定Ｂ局間メールが発出された直前の令和７年特定月日Ｋ付け開示決定処分［別添６－９（略）］まで継続した。

イ　厚生労働省本省の回答および資料

・令和７年特定月日Ｅ

特定Ｂ労働局特定室担当職員からの電話で、ＣＤ－Ｒの枚数ではなく、件数で開示実施手数料ＣＤ－Ｒ分を算出する運用について、本省へ確認するよう勧められたため、審査請求人は、大臣官房総務課公文書監理・情報公開室に電話で照会した。

情報公開班特定職員から、「自身が就任して以降でも１件ごとに１００円徴収する運用であって、そのように取り扱っているものと思っていた。１００円を除いて計算しているとは知らなかった。原則どおり厚生労働省本省でその方法にて運用しているので今後もそのように運用する。都道府県労働局長が処分権者なので支障ない範囲で地方の現場の運用に任せる余地のある指示にして欲しい旨の審査請求人の意見は室内で共有する。」旨の説明があった。

この取扱いに関して、厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室作成の「情報公開事務処理の手引令和７年４月」を確認する

と、「＜表１＞行政文書の開示の実施方法及び開示実施手数料の基本額の「施行令第１３条開示実施手数料の基本額」欄は「１枚につき１００円に」と原則を明示しつつ、「開示の実施に当たっての留意事項」には「原則、開示請求に係る行政文書１件ごとに、１枚のＣＤ－Ｒ等に複写して交付することになるが、施行令１３条２項の規定に基づき、一の開示請求書で複数の行政文書を開示請求する場合であって、当該複数の行政文書を１件とみなす場合、すべての電磁的記録が１枚のＣＤ－Ｒ等に収まるようであれば、１枚に収めて交付する。」と記されている。（抜粋）［別添７（略）］この見解は、施行令１３条２項の、１件の行政文書とみなした複数の行政文書を１枚のＣＤ－Ｒ等に収めて交付する場合の取扱いに言及しているに過ぎない。

本件開示請求にて唯一開示された特定Ａ局メール［別紙２（略）］で確認または推認できる点は、

・省内共有化文書は、開示対象文書とされなかった理由は明らかでないが前掲令和７年特定月日Ｉ地方課特定係長発都道府県労働局情報公開・個人情報保護担当者宛当メールと当該メールを発出する端緒となった、特定Ａ局メールのみであるらしいこと。

・前項２件のメールは令和７年特定月Ａから特定月Ｂのやりとりであってこれ以前の文書がないらしいこと。

・特定の都道府県労働局（地方課特定Ｂ局間メールにより一つは特定Ｂ労働局と確認できる。）が独自に総務省特定行政管区行政評価局に確認した回答が伝聞として触れられているのみで、厚生労働省本省から所管庁総務省への接触がまったくないらしいこと。

・所管庁総務省と異なる取扱いであるとするも、根拠資料はまったく特定されていないこと。

・地方課特定Ｂ局間メールの初発メールのほか、省内、外部部局への転送等の事績もないこと。

である。

ウ　ＣＤ－Ｒの枚数を根拠として算出する他の省庁の例。

近時、審査請求人の開示請求について、ＣＤ－Ｒの枚数を基礎に開示実施手数料を算定した省庁（一部）は次のとおりであった。

（ア）特定省庁Ａ

令和７年特定月日Ｌ付け特定文書番号Ｄ開示決定通知書。

３件＋３件につき、申出前に電話にて「ＣＤ－Ｒ、１枚に搭載し手数料も減額、切手も減額を希望する」との要望に対し、「庁内で確認済み、すべて諒承した」とされ、申出した。［別添８－１（略）］

（イ）特定省庁Ｂ

令和７年特定月日Ｍ付け特定文書番号Ｅ開示決定等通知書。

４件につき、「ＣＤ－Ｒ、１枚に搭載希望」と申出し、１９０円分納付。ＣＤ－Ｒ交付時、予納切手５１０円のうち未使用分３３０円返戻。［別添８－２（略）］

（ウ）特定省庁Ｃ

令和７年特定月日Ｎ特定文書番号Ｆ開示決定通知書。

６件につき、「ＣＤ－Ｒ、１枚に複写」と希望しつつ、念のため全件分を予納したところ、ＣＤ－Ｒ、１枚交付時、未使用分収入印紙５００円、切手３３０円返却。［別添８－３（略）］

（エ）特定省庁Ｄ

ａ　令和７年特定月日Ｏ付け特定文書番号Ｇ開示決定通知書。

２件につき、実施方法等申出書にて「ＣＤ－Ｒ、１枚」を要望したところ、ＣＤ－Ｒ、１枚交付時。収入印紙１００円返戻［別添８－４（略）］。

ｂ　令和７年特定月日Ｐ付け特定文書番号Ｈ開示決定通知書。

２件につき、申出時「ＣＤ－Ｒは１枚」を要望したところ、ＣＤ－Ｒ、１枚交付時、収入印紙１００円返戻。［別添８－５（略）］

ｃ　令和７年特定月日Ｑ付け特定文書番号Ｉ開示決定通知書。

４件につき、基本額３００円未満の文書（１）にてＣＤ－Ｒ分納付とみなし、基本額３００円超の文書（２）および文書（４）からそれぞれ１００円を控除した。［別添７－６（略）］

エ　所管庁総務省の回答、資料

（ア）令和８年特定月日Ｒ特定文書番号Ｊ開示決定通知書にて交付されたメール。

「総務省が情報公開法に基づく国の行政機関・独立行政法人等への開示請求の手続や制度のしくみなどの案内をするために設置している「情報公開・行政手続制度案内所」に対して、同省インターネットのフォームから開示実施手数料計算の問合せがあったもののうち回答メール。」として開示請求したもの。［別添９（略）］

・（案内所→公開）［回答検討依頼］ご意見メール（特定番号）

・（公開→案内所）［回答修正］ＲＥ［回答検討依頼］ご意見メール（特定番号）

当該メールは、所管庁総務省内で一般からの問合せに対する回答を手配した特定課と案内所間の内部メールおよび、質問者への回答メールである。

回答には、「各行政機関の長の判断により複数の行政文書をＣＤ

－Ｒ１枚に複写して交付する場合であれば、１枚使用するので１００円です。」とあり、その根拠として「手数料の額は、施行令第１３条及び別表に定められております。」と回答している。

（イ）令和８年特定月日Ｒ特定文書番号Ｋ開示決定通知書にて交付されたメール。

「総務省が情報公開法に基づく国の行政機関・独立行政法人等への開示請求の手続や制度のしくみなどの案内をするために設置している「情報公開・行政手続制度案内所」に対して、同省インターネットのフォームから開示実施手数料計算の問合せがあったもののうち官房特定課と担当間メール・回答メール。」として開示請求したもの。［別添１０（略）］

・問合せに対してやり取りした大臣官房特定課と担当部局間のメール（令和７年特定月日Ｓ及び同年特定月日Ｔ送付）

・総務省ご意見・ご提案フォームからの回答メール（令和７年特定月日Ｕ送付）

当該メールは、所管庁総務省内で一般からの問合せに対する回答を手配した特定課と担当部局間の内部メールおよび、前項と同一の質問者への回答メールである。

「各行政機関の長の判断により複数の行政文書をＣＤ－Ｒ１枚に複写して交付する場合であれば、１枚使用するので１００円です。」とし、その根拠として「手数料の額は、施行令第１３条及び別表に定められております。」とした回答の基本的な解釈は当初から確定的で一貫している。

（ウ）令和８年特定月日Ｖ特定文書番号Ｌ開示決定通知書にて交付された研修資料。

「開示実施手数料額算出の際のＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒについて、実際に使用したその枚数に着目した料金設定であるのか、あるいは実際に使用したその枚数にかかわらず行政文書の件数に着目した料金設定であるのかを情報公開法所管省庁として明示した文書。」として開示請求し交付されたもの。［別添１１（略）］

・令和７年度（略）（情報公開法）

当該資料は、（略）、情報公開法にかかる部分である。

（略）、「情報公開法所管省庁として明示した文書」と指定した開示請求に対して特定した行政文書である。

（略）

厚生労働省のマニュアルには前述イの［別添７（略）］のとおり、この点に関する判断はまったく明示されていない。

ここでは、各行政機関の長の判断によるとの注意があるが、実際

には前項（ア）および（イ）のメール［別添９（略）］および［別添１０（略）］にあるとおり、所管庁としての見解として一般国民に「実際に使用した光ディスクの枚数×媒体費」として説明されている。

（エ）総務省「情報公開事務マニュアル（第９版）令和６年４月」（抜粋）［別添１２（略）］

（略）

（３）情報公開における開示実施手数料の位置づけ

ア　総務省「情報公開法逐条解説」平成１４年１０月（抜粋）［別添１３（略）］

第１６条の趣旨は、「実費の範囲内において政令で定め（中略）、手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。」とされる。

「実費」の内容としては、開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、郵送料等の費用が含まれる。

平成１１年２月１６日第１４５回国会衆議院内閣委員会附帯決議

「一　手数料については、情報公開制度の利用の制約要因とならないよう、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすること。ただし、本制度が濫用されないよう十分配慮すること。

なお、開示の実施に係る手数料の額を定めるに当たっては、実質的に開示請求に係る手数料に相当する額が控除されたものとなるようにすること。」

平成１１年４月２８日第１４５回国会参議院総務委員会附帯決議

「一　手数料については、情報公開制度の利用の制約要因とならないよう、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすること。ただし、本制度が濫用されないよう十分配慮すること。

なお、開示請求に係る手数料は、一請求につき定額として内容的に関連の深い文書は一請求にまとめることができることとし、開示の実施に係る手数料は開示の方法に応じた額とし、また、実質的に開示請求に係る手数料相当額が控除されたものとなるようにすること。」

イ　法令に具体的規定がない場合に考慮すべき行政法上の原則

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（以下「施行令」という。）１３条２項「別表」に明示されていないケースにかかる開示実施手数料等法令に明確な規定がない中で、行政が所管庁の解釈と異なる方法を選択する場合または、国民に対して不利な（高額な）算定方法を選択する場合、主に以下の原則に従って判断されるべきとされている。

（ア）法律の留保の原則（租税公課の法的根拠）

行政が国民から金銭を徴収するには、必ず法令の根拠が必要であって、特に手数料の算定方法が不明確なまま高額になり得る方法を適用することは、この原則の趣旨に反する。

（イ）明確性の原則

国民が自分の負担を予測できるような明解な規定でなければならない。算定方法が明示されていない状況で、後出しで納付額の請求をすることは、国民の予見可能性を奪うため、不当な不利益をもたらす余地があり、この原則の趣旨に反する。

（ウ）信義誠実の原則（信義則）

算定方法が曖昧な場合、行政側の都合で国民に不利な解釈を一方的に押し付けることは、行政と国民の間の信頼関係を裏切り、信義則に反する。

（エ）公平の原則・受益者負担の原則

手数料は「サービスに要する費用（実費）」を賄う意味があり、実費補填から逸脱してはならない。また、同一の法律によって定められた手数料の算定方法が行政機関ごとに異なることは、同趣旨の権利行使において、対象行政機関が異なる者の間で不公平感を招き、この原則の趣旨に反する。

従って、法令に明確な規定がない中での手数料を課す場合の行政立法については、政令の委任に基づき審査基準や取扱要領といった「行政規則」で細部が定められなければならない。

「行政規則」は、組織的な意思決定（決裁）や周知（通達）を経て、行政組織内部における規範として成立するのであって、内部決裁・一斉指示の欠如は「行政規則」の不在を意味する。

また、手数料の算定・徴収は、行政手続法の適用であるから、当然に判断基準（審査基準）を定め、公表する義務がある。これらの基準が全く存在しない、あるいは組織内で共有されていない状態は、適正な手続の確保が担保されていない重大な事態である。

ウ　開示実施手数料の算定にあたって、所管庁総務省のＣＤ－Ｒの「枚数ベース（実費重視）」の判断に対し、処分庁が開示請求行政文書の「件数ベース」で運用するにもかかわらず、処分庁の主張どおり、特定Ａ局メールのほかの文書が存在しないのであれば、組織的な決裁も一斉指示（通達等）も経ていないことになる。

この事態は次の問題を内包している。

（ア）政令（法規命令）の解釈

施行令１３条２項「別表」は、手数料の算定根拠を定めた法規命令であるところ、所管庁総務省の解釈は「１枚のＣＤ－Ｒに複写し

たものの交付」、「１枚につき」という文言に基づき、媒体の「枚数」を基準とする考え方であり、手数料が「実費を勘案して定める」という法律の趣旨と整合している。しかしながら、処分庁の、「件数」を基準にする運用は、実費（ＣＤ－Ｒ１枚ごとの単価および１枚のＣＤ－Ｒごとに保存する場合に発生する範囲の事務処理の手間等）を基礎にするのではなく、複数枚のＣＤ－Ｒに保存する場合の事務処理の手間という発生していない費用を架空計上するという政令の委任の範囲（実費の範囲内）を逸脱する違法な運用であるとの評価を否定できない。

（イ）行政規則としての「成立性の欠如」

処分庁が組織的な決裁や一斉指示（通達等）を行わず、特定Ａ局または特定Ｂ局等個別の疑義照会への回答のみで運用している状態であるとするならば、法的には「行政規則（解釈基準）」ですら成立していないことになる。

前掲、令和７年特定月日Ｉ地方課特定係長発都道府県労働局情報公開・個人情報保護担当者宛「（重要）開示請求に関するＦＡＱ」と題するメールが発出されたこと自体が、それまで一斉指示（通達等）を発出しておらず、「近頃多くいただいているご質問について共有させていただく」と明示していること自体が、組織的統一的取扱いをしていないばかりか、共通認識が存在しなかったことを証明している。

なお、「特定Ａ局メール」および「地方課特定Ｂ局間メール」のみが発出されたのであれば、大臣官房地方課が辛うじて都道府県労働局との共通認識を始めたと弁明しているとは言えても、他の外部部局は対象外であり、厚生労働省の全省による運用とは程遠いと言わざるを得ない。

国民の視点に立った評価としても、組織としての統一的な規範が存在しないのであれば、当該運用は「行政庁の合理的な意思決定」とは認められにくく、担当者の裁量権の逸脱、あるいは行政の無謬性、一貫性の欠如として強く批判されるべき状態である。

（ウ）「法律による行政」の形骸化

本来、国民に負担を強いるルールは、予測可能でなければならないところ、所管庁総務省の説明と処分庁の運用が食い違っていることは、国民にとっての予見可能性を著しく損なっている。

都道府県労働局がメールによる「個別の回答」という非公式な根拠に基づき手数料を徴収するとすれば、行政手続法が求める「基準の公表」や「理由付記」の精神に反し、不当な公権力の行使となる懸念がある。

（略）処分庁の内部マニュアルにおける明示すら存在しないとすれば、形骸化ではなく、そもそも法律による行政が存在していない事態であると言わざるを得ない。

（エ）法律による委任の形骸化

特定Ｂ労働局特定室担当職員の説明（令和７年特定月日Ｅ）のとおりとすれば、本省地方課からのメールを、特定Ｂ労働局長が従うべき本省からの指示であるととらえてしまい、本来ならば、開示請求者に一斉指示（通達等）等の行政規則を根拠に説明すべきところ、これらの文書の欠如を不問にしたまま、従来のＣＤ－Ｒの枚数により開示実施手数料を算定してきた方法をとりやめたこととなる。これは法１７条および同施行令１５条により法上一の行政機関として権限と事務の委任を受けた処分庁としての特定Ｂ労働局の法的位置づけと矛盾することとなる。

（オ）法上の二重基準化

前項の都道府県労働局長への権限と事務の委任を、本省の指示の下では簡単に骨抜きにするにもかかわらず、例えば令和元年度（行情）答申第４７７号情報公開・個人情報保護審査会答申とまったく同一の誤った判断をした特定Ｃ労働局長の処分については、厚生労働省本省は何の指導もすることなく、特定Ｃ労働局長に処分権限があるとして、令和７年度（行情）答申第１７２号および同第１７３号答申に至るまでの２年近い時間の浪費を再び容認した。この権限と事務の委任の二重基準化が、本件開示実施手数料算定の運用においては、組織的な決裁や一斉指示（通達等）を経ず、根拠を示さないメールを通して、都道府県労働局長への権限と事務の委任を否定する方向に作用したとすれば「行政の統一性（一貫性）」の欠如や、「無責任体制（責任の回避）」との批判が生じることとなる。

エ　処分庁の主張どおり、所管省調整文書もなく、行政規則たる省内決裁文書も省内共有化文書も未作成、不存在であるならば、平成１８年施行令改正以降、厚生労働省本省の情公開事務を担当した情報公開文書室の担当者らが、施行令１３条２項「別表」を読み誤り、そのまま２０年の間「前轍を踏み」続け、法律による行政の原理に反した「慣例が法律に勝る」違法状態を続けていることになってしまう。

（４）これまで述べてきた審査請求人の論考は、万一、処分庁の主張どおり、所管省調整文書も行政規則たる省内決裁文書もなく省内共有化文書も不十分である場合について評価したものであって、だからこそ、行政法上の原則と基本的な手続を前提に判断すると、本件請求文書が存在しないことはありえないとしか考えられないのである。

処分庁は、安易に本件請求文書の範囲を狭めることなく、行政法上の

要件たる対象行政文書を探索し、適法適切な行政運営の証を示さなければならない。

したがって、処分庁の主張には理由がなく、不開示処分は取り消されるべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、令和７年１２月１６日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法３条の規定に基づき、本件請求文書の開示請求をした。

（２）これに対し、処分庁は、令和８年２月１３日付け厚生労働省発総０２１３第３号により一部開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年４月６日付け（同日受付）で本件審査請求をした。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

３　理由

（１）本件対象文書の特定について

審査請求人は、行政文書の開示の実施について、ＣＤ－Ｒ等での開示を選択した場合に、実際に使用されたＣＤ－Ｒ等の枚数ではなく、文書の件数ごとに１００円または１２０円を徴収する運用について、①情報公開法関連官庁と大臣官房総務課との間でやりとりをした行政文書（本件請求文書１）、②厚生労働省内で検討し、または決裁した行政文書（本件請求文書２）、③省内（内部部局、地方支分部局、施設等機関、外局）から大臣官房総務課に照会された疑義とその回答のやりとりをした行政文書（本件請求文書３）を求めていると思料される。

この点、施行令１３条２項において、１件の行政文書とみなせる複数の行政文書を１枚のＣＤ－Ｒ等で交付する際の取扱いに言及しているところ、これは、通常は１件の行政文書とみなすことができない複数の行政文書は、１件ごとにＣＤ－Ｒ等で交付するようにする旨、解釈することができる。

本件で審査請求人が問題としているのは、１件の行政文書とみなすことができない複数の行政文書について、郵送料の関係から、行政サービスの範囲として１枚のＣＤ－Ｒ等で交付した場合である。

このような取り扱いは、法に規定がないため、当該取扱いは各省庁の判断に委ねられているものと考えられることから、念のため、該当すると思われる場所を探索したものの、保有している事実は確認できなかったため、情報公開法所管官庁や省内で検討したことはないと思料される。

ただし、審査請求人が示す事例が実際にあり、地方支分部局である特定Ａ労働局から照会があったことから、『令和７年特定月日Ａ付け送信

「ＲＥ：［機密性２］（疑義照会：特定Ａ局）行政文書の開示の実施方法及び開示手数料について」と題するメール』を本件対象文書として特定し、一部開示決定をした。

（２）不開示情報該当性について

本件請求文書１及び本件請求文書２については、該当すると考えられる共有フォルダー・書棚・倉庫等を探索したものの、保有している事実は確認できず、当該文書については、開示請求のあった時点で保有していないと認められることから、法９条２項の規定により不開示とした。

本件請求文書３のうち、内線番号及びメールアドレスについては、厚生労働省が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、いたずら、偽計等に使用されるおそれがあることから、厚生労働省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法５条６号柱書きに該当するため、不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「行政法上の原則を踏まえた基本的な手続きを前提に判断すれば、文書の特定に誤りがあり、不存在による不開示の処分は違法である。」旨を主張している。

しかしながら、本件対象行政（原文ママ）の特定については、上記（１）で示したとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

４　結論

よって、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年７月３日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年９月１４日　　審議
④　同年１１月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書３につき、本件対象文書を特定した上で、その一部を開示し、本件請求文書１及び本件請求文書２につき、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、本件請求文書が存在しないことはあり得ないとして、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件請求文書は、開示請求書の記載によると、施行令１３条２項で定められた開示実施手数料について、ＣＤ－Ｒ等での開示を選択した場合に、実際に使用されたＣＤ－Ｒ等の枚数ではなく、文書の件数ごとに１００円又は１２０円を開示実施手数料の額に算入する取扱いについて、①情報公開法所管官庁と大臣官房総務課との間でやり取りをした行政文書（本件請求文書１）、②厚生労働省内で検討し、又は決裁した行政文書（本件請求文書２）、③省内（内部部局、地方支分部局、施設等機関、外局）から大臣官房総務課に照会された疑義とその回答のやり取りをした行政文書（本件請求文書３）である。

（２）諮問庁は、上記第３の３において、本件対象文書を特定した事情について説明するとともに、本件請求文書１及び本件請求文書２については、該当すると考えられる共有フォルダ・書棚・倉庫等を探索したものの、保有している事実は確認できず、開示請求時点で保有していないと認められると説明する。

（３）本件対象文書を当審査会で確認したところ、本件対象文書は、「行政文書の開示の実施方法及び開示手数料について」と題する特定Ａ労働局における情報公開の担当者から厚生労働省大臣官房地方課の担当者に、ＣＤ－Ｒでの開示に関する開示実施手数料についての照会があり、それについての当該地方課の担当者と大臣官房総務課の担当者とのやり取りのメールであることから、本件請求文書３に該当すると認められる。

（４）当審査会事務局職員をして諮問庁に対して、本件請求文書３に該当する本件対象文書以外の文書の保有の有無について確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア　本件請求文書３の開示請求の内容としては、「省内（内部部局、地方支分部局、施設等機関、外局のすべて）から大臣官房総務課に照会された疑義とその回答のやりとりをした行政文書全件」となっており、特定Ａ労働局から照会があったものについて、大臣官房地方課が大臣官房総務課に手数料の取扱いについて疑義照会したものを対象文書として特定したが、審査請求書（上記第２の２）に記載されている特定Ｂ労働局の件については同様な案件であったため、特定Ａ労働局の件を踏まえて大臣官房地方課が特定Ｂ労働局に回答したものであり、特定Ｂ労働局が直接大臣官房総務課に照会したものでも大臣官房地方課が大臣官房総務課に照会したものでもない。そのため、大臣官房地方課の担当者と特定Ｂ労働局の担当者とのやり取りメールは対象文書として特定しなかった。

イ　その外、本件請求文書３について、該当すると考えられる共有フォルダ・書棚・倉庫等を探索したものの、本件対象文書として特定したメール以外に保有している事実は確認できなかった。

（５）諮問庁の上記（４）の説明内容については、不自然・不合理な点は見当たらず、また、これを覆す事情は認められず、本件対象文書以外に本件請求文書３に該当する文書が存在することをうかがわせる事情は認められない。

また、審査請求人は、審査請求書（上記第２の２）において、行政法上の原則を踏まえた基本的な手続を前提に判断すれば、本件請求文書が存在しないことはありえない旨主張するが、本件請求文書１及び本件請求文書２に該当する文書が存在するという客観的な根拠や、それを裏付ける又はうかがわせる事情を示しているとまでは認められず、上記（２）の文書の探索範囲等についても、不十分とはいえない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美恵子

別紙

１　本件請求文書

情報公開法施行令第１３条第２項で定められた開示実施手数料については、「別表」記載のうち、行政文書の種別が「文書又は図画」の場合、開示の実施の方法「へ」ではＣＤ－Ｒ１枚につき１００円に当該文書又は図画１枚ごとに１０円を加えた額が、また開示の実施の方法「ト」ではＤＶＤ－Ｒ１枚につき１２０円に当該文書又は図画１枚ごとに１０円を加えた額が、開示実施手数料の額とされ、同様に、行政文書の種別が「電磁的記録」の場合も、開示の実施の方法「ホ」ではＣＤ－Ｒ１枚につき１００円、開示の実施の方法「へ」ではＤＶＤ－Ｒ１枚つき１２０円とされている。

ところで、厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室作成の「情報公開事務処理の手引」の「＜表１＞行政文書の開示の実施方法及び開示実施手数料の基本額」の「開示の実施に当たっての留意事項」には、「原則、開示請求に係る行政文書１件ごとに、１枚のＣＤ－Ｒ等に複写して交付することになるが、施行令１３条２項の規定に基づき、一の開示請求書で複数の行政文書を開示請求する場合であって、当該複数の行政文書を１件とみなす場合、すべての電磁的記録が１枚のＣＤ－Ｒ等に収まるようであれば、１枚に収めて交付する。」と記されている。

施行令１３条２項の規定は、一件の行政文書とみなした複数の行政文書を１枚のＣＤ－Ｒ等に収めて交付する場合の取扱いに言及しているに過ぎず、情報公開法所管の総務省も、ＣＤ－Ｒ等については、別表の「開示実施手数料の額」欄で「一枚につき」と明示されているとおり、「実際に使用するＣＤ－Ｒ等が１枚なのであれば、複数の行政文書であってもＣＤ－Ｒ等の複数枚分の手数料を徴する根拠はなく、１枚分でよい」旨の判断を示している。

ところが、厚生労働省は、「一枚につき」を「１件につき」などと独自の解釈に改変し、交付に使用するＣＤ－Ｒの枚数に関係なく、件数で１００円または１２０円を「開示実施手数料の額」に算入する取扱いを、省として判断している。

例えば、同一の行政機関の長が開示決定し、同一の担当課が開示実施事務を処理する際、２件の行政文書をＣＤ－Ｒ１枚に複写して交付する場合、ＣＤ－Ｒ１枚のみを使用するから１００円とするのではなく、２件であるから２００円とする運用をしている。

そこで、以下の行政文書（メール等を含む。）を開示請求する。

（１）交付に使用するＣＤ－Ｒ等の枚数に着目した料金設定ではなく、「１件」ごとに１００円または１２０円を「開示実施手数料の額」に算入する取扱いについて、情報公開法所管官庁と大臣官房総務課との間でやりとりをした行政文書（情報収集から疑義とその回答を含む。）。（本件請求文書１）

（２）交付に使用するＣＤ－Ｒ等の枚数に着目した料金設定ではなく、「１件」ごとに１００円または１２０円を「開示実施手数料の額」に算入する取扱いをするものと決したことについて、厚生労働省内で検討し、または決裁した行政文書（その経緯が分かる行政文書を含む。）。（本件請求文書２）

（３）前項の取扱いをするものと決したのちに、交付に使用するＣＤ－Ｒ等の枚数に着目し実費分を料金徴収するか、または「１件」ごとに１００円または１２０円を「開示実施手数料の額」に算入し料金徴収するかについて、省内（内部部局、地方支分部局、施設等機関、外局のすべて）から大臣官房総務課に照会された疑義とその回答のやりとりをした行政文書全件。（本件請求文書３）

２　本件対象文書

令和７年特定月日Ａ付け送信「ＲＥ：［機密性２］（疑義照会：特定Ａ局）行政文書の開示の実施方法及び開示手数料について」と題するメール